



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

（地 域 福 祉 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童の親権者等の意に反して行う当該児童の一時保護等に関する事項に係る事務を削除することとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成30年4月2日から施行することとした。

規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則（平成12年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条の表児童福祉専門分科会の部児童処遇部会の項担任する事務の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(7)までを(3)から(6)までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月2日から施行する。